

政策推進作業部会報告（概要）

象徴空間の中核区域及び一体的運営について

博物館・公園・体験交流等活動について

- H32年の一般公開に向け、アイヌの人々の意見を聴きながら、工程表に沿った取組を遅滞なく進める

H27年度	国立のアイヌ文化博物館（仮称）：	施設設計等の実施
	国立の民族共生公園（仮称）：	基本計画の策定
	体験交流等活動：	プログラムの在り方検討

目標とする来場者数の考え方について

【参考】アイヌ民博の
H25年度来館者数（概数）

目標とする来場者数		おおよそ50万人	18万5千人
内訳	訪日外国人旅行者	20万人	5万7千人
	国内旅行者	25万人（道内18万人、道外7万人）	7万3千人
	修学旅行者	7万人	5万5千人

（目標設定の意義）

- 象徴空間の運営主体の事業規模や中核区域の施設・設備等の検討に必要な
- 関係者間で目標来場者数を共有し、来場者数の確保に向けた取組の幅を拡大

各地域との連携方策の必要性について

背景

- 象徴空間に関する各地域のアイヌの人々の意見
 - ・地域ごとのアイヌ文化の多様性を重視すべき
 - ・地域に根差したアイヌの人々との連携を図るべき

中核区域における体験交流等活動と関連するアイヌ文化
 伝承活動等が盛んな**白老町以外の地域を広域関連区域に指定**するなど、各地域との連携方策を今後具体化

象徴空間の一体的運営について

1. 基本計画及び中期事業計画

基本計画

象徴空間基本方針に基づき、象徴空間に関する基本的な事項を定めるものとして、管理運営を担当する大臣が策定

中期事業計画

基本計画に基づき、象徴空間に関する中期的（おおむね5年間）な事業内容を定めるものとして、管理運営を担当する大臣が策定

2. 運営主体

運営主体が
担うべき
業務

- 国立のアイヌ文化博物館の管理運営
- 国立の民族共生公園の管理運営
- アイヌ文化伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施
- アイヌ遺骨等保管施設の管理業務 など

運営主体に
求められる
条件

- 確実な運営実施
- 一部の者や地域に偏らず、公平・公正な運営
- アイヌの伝統や文化に通じ、アイヌの人々の主体的参画を図る
- 国の業務の受託にふさわしい公益性、組織体制等

※上記を踏まえ、関係者間において、運営主体の早期立ち上げに向けた検討を進める。

3. 運営協議会

- 関係者の連絡調整、多様なアイヌの人々の参画を得る役割
- アイヌの人々を代表する者が代表に含まれていることが望ましい

アイヌ遺骨等の集約・保管・返還の在り方について

総論

- ◆ できるだけ早くアイヌ遺骨等を集約して適切に保管し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図る。
- ◆ 一方で、関係者に様々な意見があるため、慎重な議論も必要。

集約の在り方

- ① 集約の範囲は、現在大学が保管するアイヌ遺骨等を基本とする。
- ② 大学が任意でアイヌ遺骨等を提出するよう協力を求める。
→ 集約ガイドライン、契約の標準約款案を作成

保管の在り方

- ① 遺骨は、短期間で著しく現状を損なうことがないように、最適な温湿度等が保たれた状態で保管。
- ② 副葬品は、遺骨と同室での保管を原則とし、遺骨と同環境で差支えがある副葬品は別室での保管も含め取扱いを検討。
- ③ 保管施設内への立ち入りは、原則として、アイヌ遺骨等の管理のために必要最低限なものに限定。
- ④ 象徴空間に整備する遺骨等の保管施設は、①～③を踏まえるとともに、かつてアイヌの人々の間で土葬が一般的だったことに鑑み、原状回復を想起できるような外観とする。

在り方 慰霊の

アイヌの人々の自主性に委ねられるべき。その内容はアイヌの人々の中でよく議論。

調査・研究の在り方

- ① DNA鑑定等科学的手法による特定の可能性や実効性等の検討を踏まえ、特定のための調査の内容や役割分担を議論。
- ② 調査・研究が可能となる条件について、アイヌの人々と関連研究者や当該研究者が所属する学協会が、協働作業を通じて検討。

返還の在り方

- 祭祀承継者たる個人への返還を基本としつつ、地域返還の在り方についての検討を継続。
- 地域返還に係る具体的な制度設計及び役割分担について検討。
→ 地域返還のガイドライン、契約の標準約款案を作成。事後に争いが生じるリスクを減らすよう最大限配慮した制度設計を行う。

全国の見地からの施策の展開について

高等教育機関への進学支援について

対象者認定のための第三者委員会を開催。委員会の審査結果を受けて、認定実施機関が対象者を認定（H27.5）

➡ 一層の周知・活用が求められる

生活相談に対応するための措置について

○ 電話等による生活相談の試行的実施（H25.9～H27.3）

結果

- ・北海道外からの相談件数は、H25年度が223件、H26年度が269件
- ・傾聴による孤独感の解消等の効果
- ・アイヌ文化・歴史、生活、人権など相談内容も多様
- ・相談手段としての電話の有用性

➡ 電話による生活相談への対応を求める

アイヌの就労を支援する職業訓練について

○ 北海道外のアイヌの人々のための職業訓練相談会開催（H27.3）

課題

出張相談形式では、開催日時が限定的となり、その場で訓練コースの斡旋や職業紹介等の対応が困難

➡ 相談希望者が参加しやすいよう考慮した職業訓練相談会の開催を求める

首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保について

○ 首都圏アイヌの団体の代表者と内閣官房との協議（H26年開始）

- ・アイヌの人々の具体的なニーズの把握
- ・多様な意見の存在を踏まえ、今後さらに協議

国民理解を促進するための活動について

「イランカラプテ」キャンペーンについて

○ 「観光」を切り口とした取組を重点テーマとしたキャンペーンの展開

- ホテルや旅行業界向けPR活動
- 航空会社による機内誌でのキャンペーン紹介、宣伝広告物へのロゴマーク掲示等
- 国際的な旅行博覧会でのブース出展
- キャンペーンのロゴマークをあしらったオリジナルデザインの製品発売



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や象徴空間の一般公開に向け、北海道の玄関口である新千歳空港における展示等の更なる充実を図るなど、アイヌ文化を核にした地方創生・観光振興・国際親善を一体的に推進する方策を検討

「国民のアイヌに対する理解度」についての意識調査の実施について

「アイヌ政策に関する世論調査」（H25年度）

※全国20歳以上の
日本国籍者を対象に調査

アイヌの人々に関し、現在は差別や偏見がなく平等であると思うかという問い、「平等ではないと思う」、「どちらかという平等ではないと思う」と答えた割合が33.5%

（調査結果を受けた対応）

H27年度、内閣官房にて、「平等ではないと思う」理由や内容等、要因が分析できる調査項目を具体的に挙げた調査を実施